

助成金申請書類作成の手引き

令和2年度

＜東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業＞

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
TEL : 03-5990-5068
ホームページ : https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/zev-feed_area/index.html

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 全体フロー（国補助金を併用する例）	3
1.4 交付申請から活動実施報告までの流れ	4
2 助成内容	5
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	5
2.2 助成対象機器要件（交付要綱第4条参照）	5
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	6
3 交付申請	7
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	7
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第1参照）	7
3.3 申請方法	8
3.4 申請にあたっての留意事項	9
3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第9条参照）	9
3.6 助成金交付の条件（交付要綱第10条参照）	9
4 事業の変更等	10
4.1 助成事業の変更（交付要綱第13条参照）	10
4.2 事業者情報等の変更（交付要綱第14条参照）	10
4.3 助成事業の廃止（交付要綱第16条参照）	10
5 実績報告及び交付請求書の提出	11
5.1 実績報告の提出（交付要綱第17条参照）	11
5.2 助成金額の確定等（交付要綱第18条参照）	11
5.3 助成金の交付等（交付要綱第19条参照）	11
6 普及啓発活動に関する報告	12
6.1 活動実施報告書の提出（交付要綱第20条参照）	12
6.2 普及啓発活動の要件	12
7 その他	12
7.1 申請の撤回（交付要綱第11条参照）	12
7.2 債権譲渡について（交付要綱第15条参照）	12
7.3 交付決定の取消し（交付要綱第21条参照）	13
7.4 処分の制限（交付要綱第26条参照）	13
7.5 助成事業の経理（交付要綱第27条）	14
8 提出書類チェックリスト	15
8.1 交付申請 提出書類一覧	15
8.2 実績報告 提出書類一覧	16
9 様式記入例	17

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

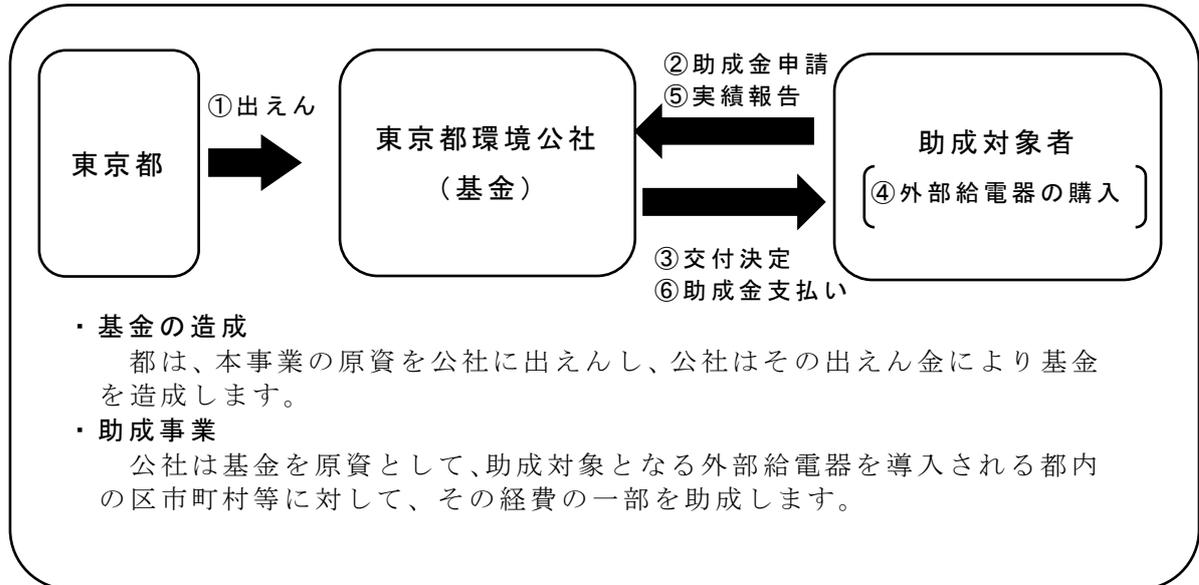
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

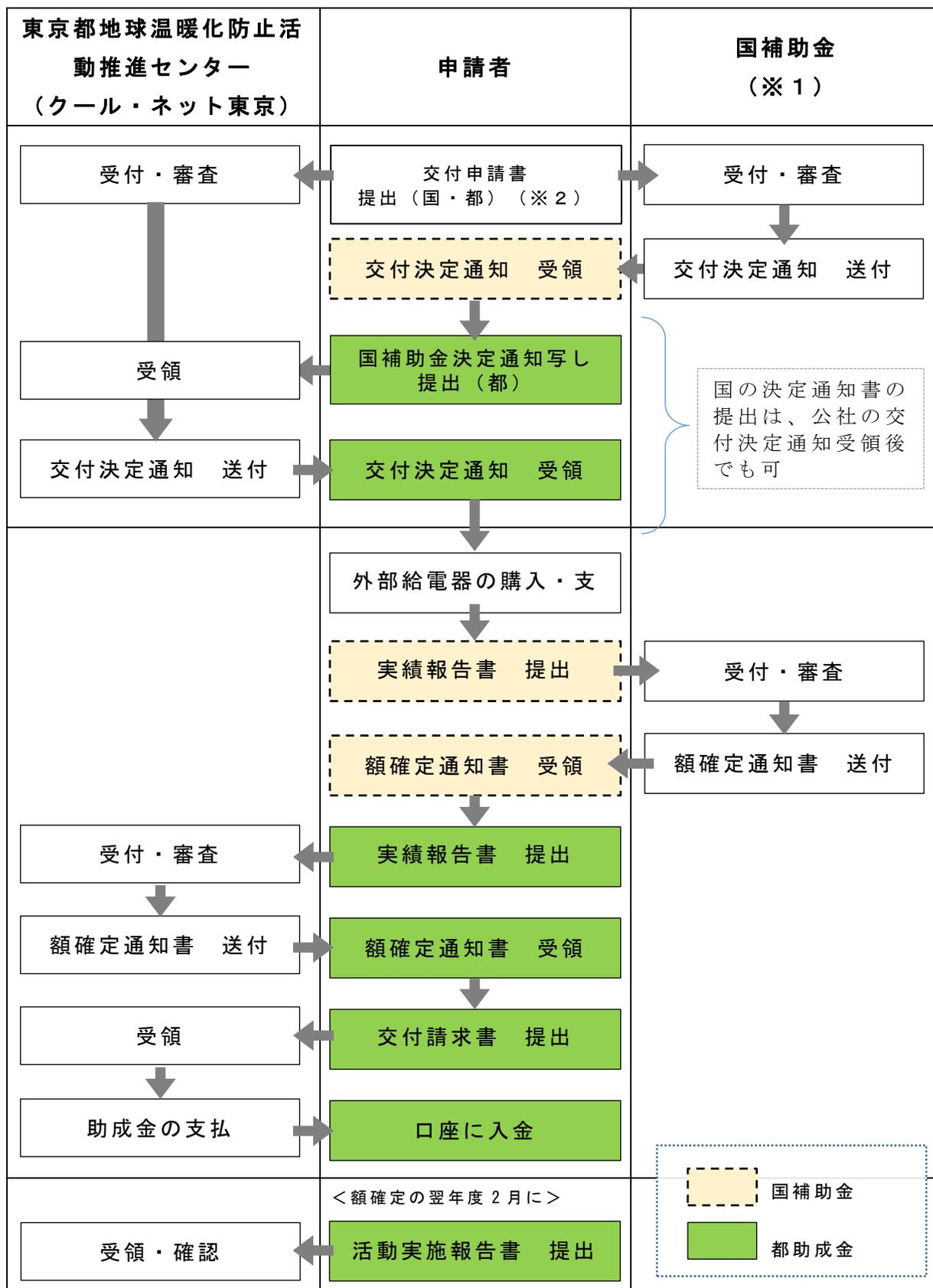
1.1 目的

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業（以下「本事業」といいます。）は、電気自動車等を活用した災害時等における自立的な電源の確保に向けて、東京都内（以下「都内」といいます。）の区市町村における外部給電器の導入を促進するために行うものです。

1.2 事業スキーム



1.3 全体フロー（国補助金を併用する例）



※1 国補助金…経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業

※2 国補助金と本助成金の申請を並行して行う場合には、国補助金の交付決定通知受領後、すみやかに写しを公社へご提出ください。

1.4 交付申請から活動実施報告までの流れ

交付申請 <申請受付期限：令和2年（2020年）11月16日（月曜日）>

交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、公社へ申請してください。
国補助金と並行して申請する場合には、国補助金の決定が下りた後、速やかに交付決定通知の写しを提出してください。

⇒P.9「3.1 申請手続き」を参照

交付決定

申請から交付決定までは、1か月から1か月半程度かかります

機器の購入

交付決定を受けた後に、機器の契約・購入をしてください。
交付決定より前に契約・購入をしたものは、助成対象とはなりません。

実績報告

助成対象機器の支払いが完了した日から30日以内（※）に実績報告書（第8号様式）に必要な書類を添えて公社へ提出してください。

（※）国補助金も申請している場合には、国の額確定の通知から30日以内。

⇒P.13「5.1 実績報告の提出」を参照

額確定

実績報告から額確定までは、1か月程度かかります

交付請求

本助成金の額の確定通知を受けた後、助成金交付請求書（第10号様式）を提出してください。

（※）令和2年度に申請する場合には、令和3年（2021年）3月1日（月曜日）までに交付請求をしてください。

⇒P.13「5.3 助成金の交付等」を参照

支払い

活動実施報告

区市町村の住民に対して、外部給電器の普及啓発活動を実施し、その内容を、額の確定通知を受けた日の属する年度の翌年度2月に報告してください。

⇒P.14「6.1 活動実施報告書の提出」を参照

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の(1)(2)のいずれか該当する者とします。

(1) 次のすべての要件を満たす都内の区市町村

- 助成金の交付対象となる機器を所有又は使用する者であること。
- 電気自動車等(※)の自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること
- 所有又は使用する電気自動車等の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が東京都内であること。
- 外部給電器を使用して、住民に対し外部給電器の利活用について普及啓発活動を実施すること。

(※) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電気バス、プラグインハイブリッドバス又は燃料電池バス（以下同じ。）

(2) (1)の助成対象者と助成対象機器に係るリース契約を締結するリース事業者

ただし、以下に該当する者は除きます。

- 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- 税金の滞納があるもの
- 刑事上の処分を受けているもの
- その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

2.2 助成対象機器要件（交付要綱第4条参照）

本助成金の交付対象となる外部給電器は、次の全ての要件も満たすものとします。

- (1) 中古品でないこと。
- (2) 主として都内で使用される外部給電器であること。
- (3) 交付決定後に契約・購入される外部給電器であること。
- (4) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業又は国の他の同種の補助事業（以下「国補助金」という。）において、補助金の交付決定を受けている、又は交付申請中であること。(※)
- (5) 公社又は都が実施する本事業以外の事業において、既に助成金の交付を受けたものではないこと。

(※) 国補助金の申請期間の終了により交付決定を受けることができない場合、その他都が認める場合には、(4)の要件は必要ありません。その場合には、理由書（任意書式）を作成の上申請書類と一緒に提出してください。

上記の規定に関わらず、申請できる助成対象機器の上限は、所有又は使用する電気自動車等1台につき外部給電器1台です。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

本助成金の助成対象経費は外部給電器本体の購入に要する費用です。

- ※ オプション等の諸費用は含みません。
- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。
- ※ 交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費は、助成対象にはなりません。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

- (1) 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の2/3です。（国補助金も申請する場合には、助成対象経費の2/3の額から国補助金の補助額を差し引いた額とします。）
- (2) 助成上限額は、100万円とします。
- (3) 上記計算において、千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとします。

（例：助成対象機器が100万円で国補助金と都助成金を申請する場合）

国補助金 333,000円 (1/3)	都助成金 333,000円 (1/3)	申請者負担額 334,000円
------------------------	------------------------	-----------------

機器本体価格（100万円）

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

令和2年(2020年)11月16日（月曜日） 必着

本事業による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）その他の必要な書類（表1）をとりまとめた上で受付期限までに郵送又は窓口持参により提出してください。

※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第1参照）

表 1

	書類	購入	リース	備考
1	助成金交付申請書	○	○	第1号様式
2	印鑑証明書 (申請日時時点で、発行日から3か月以内のもの)	—	○	原本
3	登記事項証明書（現在事項全部証明書） (申請日時時点で、発行日から3か月以内のもの)	—	○	原本
4	納税証明書 (前年度又は本年度の完納を証明したものに限る。)	—	○	原本
5	見積書 (助成対象機器の本体価格が明記されているもの。)	○	○	写し
6	貸与料金の算定根拠明細書	—	○	第15号様式
7	リース見積書	—	○	写し
7	国補助金の交付決定通知書	△ ※注1	△ ※注1	写し
9	購入機器に接続予定の電気自動車等の自動車検査証	○	○	写し
10	その他公社が必要と認める書類	△ ※注2	△ ※注2	—

※注1 スケジュールの都合上、国と都と並行して申請する場合には、国の交付決定が下り次第公社へ通知の写しを提出してください。

※注2 公社から別途指定された書類がある場合に提出してください。

3.3 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/zev-feed_area/index.html

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- * 申請書類は日本産業規格 **A 4** の用紙に 片面印刷 をお願いいたします。
- * 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 申請書類の提出は郵送等をお願いいたします。FAX や電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することはできかねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法で御提出いただき、御自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 封筒の表に、「**区市町村向け外部給電器助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

切手	1 6 3 - 0 8 0 1
	東京都新宿区西新宿2-4-1
	新宿 NSビル 10階
	東京都地球温暖化防止活動推進センター
	都市エネ促進チーム 宛
	区市町村向け外部給電器 助成金 必要書類在中

〒 住所
送付者 氏名

3.4 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (3) 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- (6) リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。
 - リース期間等については、導入した助成対象機器を処分制限期間の間使用することを前提とした契約をしてください。
 - リース契約を締結する際には、国補助金及び本助成金の助成金額分を月々のリース料金から減額したリース料金で契約してください。

3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第9参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合には助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知します。（不交付とする場合は助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知します。）

3.6 助成金交付の条件（交付要綱第10条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- (1) 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、交付要綱第9条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けて行う外部給電器の購入等をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 被交付者がリース事業者の場合には、助成事業のリース契約等におけるリース料について、交付要綱第6条に定める助成金額に相当する金額が減額されていること。
- (3) 実施要綱第4 2（1）エただし書に該当した場合であって、本助成金の交付決定後に国補助金の交付申請を行うことができるときは、国補助金の交付申請を行うこと。
- (4) 助成対象経費に関して本助成金以外に都又は公社から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- (5) 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

4 事業の変更等

4.1 助成事業の変更（交付要綱第13条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下のような変更が生じた場合には、予め助成事業変更申請書（第5号様式）の提出をしてください。

- 助成事業の内容を変更しようとするとき
（納品予定日が1か月以上変更になった場合等）
- 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。（交付申請額の増額は認められません。）

なお、以下の場合には、下表を参考に手続きを行ってください。

1	購入予定機器の変更	「4.3 助成事業の廃止」による手続きを行い、変更後の機器で再度交付申請を行ってください。
2	保管場所の変更	実績報告書にて変更後の保管場所を記載してください。
3	災害時の運用の変更	実績報告書にて変更後の運用方法を記載してください。
4	接続予定の自動車の変更	実績報告書にて変更後の自動車の情報を記載してください。（自動車検査証も添付すること。）

4.2 事業者情報等の変更（交付要綱第14条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第6号様式）の提出をしてください。

- 申請者の名称の変更(代表者変更、社名変更など)
- 申請者の所在地の変更

※ 処分制限期間については「7.4 処分の制限」をご確認ください。

4.3 助成事業の廃止（交付要綱第16条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第7号様式）を提出してください。

申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

5 実績報告及び交付請求書の提出

5.1 実績報告の提出（交付要綱第17条参照）

被交付者は、助成対象機器の支払いが完了した日から30日以内に実績報告書（第8号様式）及び、その他の必要な書類（表3）を揃えて、郵送にて提出してください。

※ 国補助金を受ける場合には、国からの交付額確定通知の日から30日以内に提出してください。

表 2 実績報告の必要書類

	必要書類	購入	リース	備考
1	実績報告書	○	○	第8号様式
2	購入機器の代金に係る請求書等	○	○	写し
3	購入機器の納品書等	○	○	写し
4	購入機器の代金の支払いに係る領収書等	○	○	写し
5	保証書その他、購入機器の型式・製造番号が分かる書類	○	○	写し
6	リース契約書及び仕様書	—	○	写し
7	貸与料金の算定根拠明細書	—	○	第15号様式
8	国補助金額確定通知書	△ ※注1	△ ※注1	写し
9	その他公社が必要と認める書類	△ ※注2	△ ※注2	

※注1 国補助金と併用する場合に必要

※注2 公社から別途指定された書類がある場合に提出してください。

5.2 助成金額の確定等（交付要綱第18条参照）

実績報告書の内容についての書類審査より、当該助成事業の内容が交付要綱第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に助成金確定通知書（第9号様式）により通知します。

※必要に応じて現地調査を実施します。その場合には、ご協力をお願いします。

5.3 助成金の交付等（交付要綱第19条参照）

助成対象事業者は、本助成金の額の確定通知を受けた後、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第10号様式）を提出してください。

※ 通帳の写し（見開き面）など口座の確認が出来る書類も添付してください。

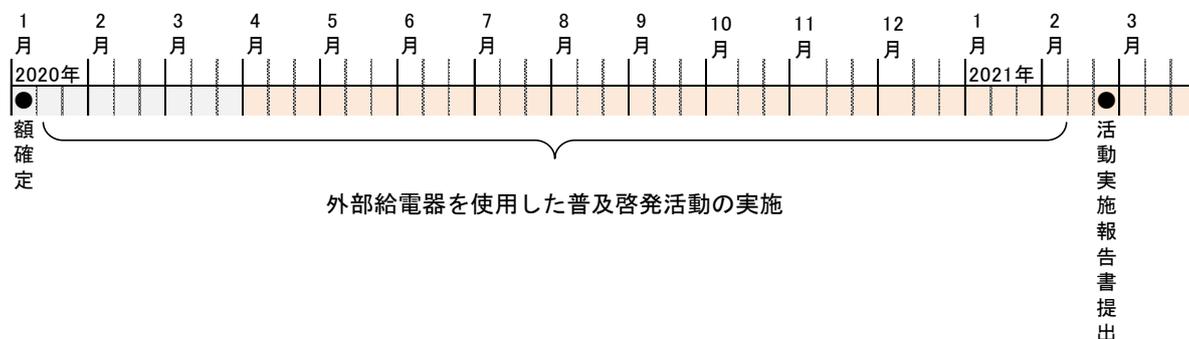
助成金交付請求書は、令和3年（2021年）3月1日（月曜日）までに提出してください。

6 普及啓発活動に関する報告

6.1 活動実施報告書の提出（交付要綱第20条参照）

被交付者は、区市町村の住民に対して、外部給電器の普及啓発活動を実施し、その内容を、額の確定通知を受けた日の属する年度の翌年度2月に報告してください。

（例）2020年1月に額の確定を受けた場合



令和元年度に額の確定を受けた事業は、下記の期間内に活動実施報告書の提出を受け付けます。

【令和元年度分の提出受付期間】

令和3年（2021年）2月1日（月曜日）から2月26日（金曜日）

6.2 普及啓発活動の要件

普及啓発活動を実施する際には、以下の点を踏まえた普及啓発を行ってください。

- ① 外部給電器を使用した内容であること。
- ② 区市町村の住民に対する内容であること。

※ 文面のみでの広報等は、本報告の普及啓発活動とは認められません。

※ ホームページや広報等で、外部給電器を導入したことを住民へ周知するのみでは、普及啓発活動とは認められません。

7 その他

7.1 申請の撤回（交付要綱第11条参照）

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第4号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

7.2 債権譲渡について（交付要綱第15条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

7.3 交付決定の取消し（交付要綱第21条参照）

(1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（額の確定後でも①から⑤に該当することが認められた場合には、同様に取消すことがあります。）

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

7.4 処分の制限（交付要綱第26条参照）

(1) 助成金を受領した機器で取得価格が50万円以上のものには、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

- ① 助成対象機器に対する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - ・ 譲渡（売却・名義変更） ・ 交換 ・ 廃棄
 - ・ 貸付（リース事業者を除く） ・ 担保に供すること
- ② 接続する電気自動車等を処分する場合
（車両を入れ替える場合には、変更届を提出してください。様式はクール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。）

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (納品日から起算)
外部給電器	5年（60ヶ月）

処分制限期間内に助成金を受領した機器を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- 取得財産処分承認申請書（第13号様式）は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- 承認申請の提出先は、助成金申請の際と同じです。
- クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- 承認申請の到着から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は提出から2週間以上空けてください。
- 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

8 提出書類チェックリスト

8.1 交付申請 提出書類一覧

	書類		購入	リース	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式 及び別紙	○	○	
2	印鑑証明書	原本	—	○	● 申請の受付け時点で発行から3か月以内のもの。
3	現在事項全部証明書	原本	—	○	● 申請の受付け時点で発行から3か月以内のもの。
4	納税証明書	原本	—	○	● 法人住民税（個人の場合は、個人事業税） ※都内に事業所がない場合には、他県の法人県民税を提出 ● 完納を証明できるもので、直近の年度の納税証明書
5	見積書	写し	○	○	● 申請する機器の本体価格が明記されていること （オプションと本体の価格が分かれていないものは不可）
6	貸与料金の算定根拠明細	第15号様式	—	○	
7	リース見積書	写し	—	○	● 申請する機器に係るリース見積書を提出 ● 助成金額を考慮した見積内容であること。
8	国補助金の交付決定通知書	写し	△	△	● 国補助金と併用する場合に必要 ● スケジュールの都合で国補助金と東京都と同時に申請する場合には、国補助金の交付決定通知が届き次第、速やかにその写しを提出すること。
9	購入機器に接続予定の電気自動車等の自動車検査証	写し	○	○	● 貸与先と、車検証上の所有者（又は使用者）が同一であること。 ● 車検証上の使用の本拠の位置が東京都内であること。
10	その他公社が必要と認める書類		△	△	● 公社から別途指定された書類がある場合に提出が必要

○：提出が必要 △：必要に応じて提出が必要 ー：提出不要

8.2 実績報告 提出書類一覧

書類		購入	リース	備考
1	実績報告書 第8号様式 及び別紙	○	○	
2	購入機器の代金に係る請求書等 写し	○	○	● 機器の本体価格が分かるもの。
3	購入機器の納品書等 写し	○	○	● 区市町村が申請者の場合は、検査証（検査済印のあるもの）でも可
4	購入機器の代金に係る領収書等 写し	○	○	● 区市町村が申請者の場合は、支出命令書（執行済み印のあるもの）でも可
5	保証書 写し	○	○	● 型式、製造番号が分かるもの
6	リース契約書及び仕様書 写し	ー	○	● 型式、製造番号が分かるもの
7	貸与料金の算定根拠の明細書 第15号様式	ー	○	
8	国補助金の額確定通知書 写し	△	△	● 国補助金と併用する場合に必要
9	その他公社が必要と認める書類	△	△	● 公社から別途指定された書類がある場合に提出が必要

○：提出が必要 △：必要に応じて提出が必要 ー：提出不要

9 様式記入例

交付申請書（第1号様式・別紙）

- 区市町村が申請者になる場合

第1号様式（第7条関係）

(実印)

作成日 2020年 4月 1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

〒	123	-	XXXX
住所	東京都	△△区	△△町1-2-3
名称	△△区		
代表者役職及び氏名	△△区長 大江戸 太郎		

区長印

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業 助成金交付申請書

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業交付要綱（令和号）（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、助成金を申請します。担当者の所属する部署の所在地（交付決定通知の送付先）が申請書右上の申請者住所と同一の場合には、ここにチェックを入れてください。

1 区市町村の連絡先・交付決定通知送付先

〒	—	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同一 ※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住所	東京都	区市町村
区市町村名		
※リースの場合には、区市町村の担当者は記入不要		
担当	所属部署	防災課
フリガナ	氏名	東京 一郎
電話番号	03-0000-0000	
E-mail	tokyo-ichiro@xxxx.co.jp	

申請書の内容について、分かる方の連絡先を記入してください。

2 リース事業者の連絡先・交付決定通知送付先（リースの場合のみ）

〒	—	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同一 ※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住所	都道府県	区市町村
会社名		
担当	所属部署	
フリガナ	氏名	
電話番号		
E-mail		

3 誓約事項（リース事業者の方は、本助成金を申請するに当たって次の事項に誓約してください。）

- 当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等遵守します。
- 申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約します。
- この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第12条第1項又は第21条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第22条1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。
- 公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

上記の〈誓約事項〉の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを誓約します。

申請者以外の方が、手続の代行を行う場合には、その連絡先を、こちらの欄へ記入してください。

4 手続代行者の連絡先（手続を代行する場合のみ）

〒	—	※手続代行者を立てた場合でも、交付決定通知は申請者へ送付します。	
住所	都道府県	区市町村	
会社名			
担当	所属部署		
フリガナ	氏名		
電話番号			
E-mail			

第1号様式：別紙

申請から交付決定までおよそ1か月から1か月半程度かかります。交付決定までの期間を考慮して、予定日を記入してください。

5 助成対象機器に関する情報

メーカー名	本田技研工業	納品予定日	2020年6月30日頃
型式	EBHJ	支払完了予定日	2020年7月30日頃
事業所名	△△区本庁舎		
住所	東京都 △△ 区 市村 △△町1-2-3		

6 助成金額の計算

① 助成対象経費	1,092,593	円	※ 機器本体の税抜き価格を記入
② 国等補助額	364,000	円	(値引きがある場合には、値引き後の価格を記入)
③ 都交付申請額 (①×2/3-②)	364,000	円	※ 千円未満は切り捨て

国補助金を現在申請中（交付決定待ち）

※ 現在、国補助金を申請中
※ 国補助金の交付決定待ち

国補助金を申請する場合、東京都への申請時点では、国の交付決定が出ていない場合に、チェックを入れてください。

チェックしてください。

7 利益排除について

申請者と、申請する外部給電器を製造する法人との関係について、以下のいずれかを選択してください。

- 1 申請者は、助成金申請する外部給電器の製造会社ではない。
- 2 申請者は、助成金申請する外部給電器の製造会社である。
⇒ 2を選択した場合には、申請する外部給電器は利益排除の対象です。
助成金の対象経費は、製造原価となります。

申請時点で予定している運用方法について記入してください。

8 災害時における運用方法

本助成金を利用して導入する外部給電器について、災害時の運用方法を簡潔に記入してください。

- ・避難所等へ配置し、住民の携帯電話の充電スポットとして提供する。
- ・扇風機や暖房器具などの家電製品を接続し、避難所の環境向上に活用する。

9 外部給電器の利活用に関する住民への普及啓発活動

本助成金を利用して導入する外部給電器を用いて、住民に対し実施を予定している活動について記入してください。

- ・区民祭りにおいて電気自動車に接続したデモンストレーション及びパネル展示を実施予定
- ・区民参加の防災訓練において、デモンストレーションを実施予定

申請時点で予定している普及啓発活動について記入してください。

10 所有又は使用する自動車の情報

メーカー名・車種名	日産・リーフ	代表型式	ZAA-ZE1
		車体番号	ZE1-000000
使用の本拠の位置	東京都 △△ 区 市村 △△町1-2-3		

※車体番号及び使用の本拠の位置は、車検証に記載されているとおりに記入してください。

外部給電器を接続する予定の電気自動車等の情報を、記入してください。

● リース会社が申請者になる場合

第1号様式（第7条関係）

作成日 **2020年 4月 1日**

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

〒	456	—	XXXX
住 所	東京	都 道 府 県	〇〇 区 市 町 村
名 称	〇〇リース株式会社		
代 表 者 役 職 及 び 氏 名	代表取締役 新宿 一郎		

印鑑証明書と同一の印を押印してください。

実印

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業
助成金交付申請書

促進事業交付要綱（令和2年1月9日付31都環公地温第1645
1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添え
貸与先の区市町村の情報を記入してください。

1 区市町村の連絡先・交付決定通知送付先

〒	123	—	XXXX	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同一 ※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住 所	東京都	△△	区 市 町 村	△△町1-2-3
区 市 町 村 名	△△区			

※リースの場合には、区市町村の担当者は記入不要

担 当 者	所 属 部 署	フリガナ	氏 名	電 話 番 号	E-mail

担当者の所属する部署の所在地（交付決定通知の送付先）が申請書右上の申請者住所と同一の場合には、ここにチェックを入れてください。

2 リース事業者の連絡先・交付決定通知送付先（リースの場合のみ）

〒	—	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同一 ※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住 所	都 道 府 県	区 市 町 村
会 社 名		

担 当 者	所 属 部 署	フリガナ	氏 名	電 話 番 号	E-mail
	リース事業部	シブヤ ハナコ	渋谷 花子	03-0000-0001	shibuya-h@mmm.co.jp

申請書の内容について、分かる方の連絡先を記入してください。

3 誓約事項（リース事業者の方は、本助成金を申請するに当たって次の事項に誓約してください。）

- 当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する規定する助成対象者に該当します。
- 申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる申請を行うことを誓約します。
- この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第12条第1項又は第21条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第22条1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。
- 公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

誓約事項を確認し、日付とチェックを入れてください。

2020年 4月 1日

上記の「誓約事項」の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを確認しました。

4 手続代行者の連絡先（手続を代行する場合のみ）

〒	—	<input type="checkbox"/> 手続代行者を立てた場合でも、交付決定通知は申請者へ送付します。
住 所	都 道 府 県	区 市 町 村
会 社 名		

担 当 者	所 属 部 署	フリガナ	氏 名	電 話 番 号	E-mail

第1号様式：別紙

申請から交付決定までおよそ1か月から1か月半程度かかります。交付決定までの期間を考慮して、予定日を記入してください。

5 助成対象機器に関する情報

メーカー名	本田技研工業	納品予定日	2020年6月30日頃
型式	EBHJ	支払完了予定日	2020年7月30日頃
事業所名	△△区本庁舎		
住所	東京都 △△ 区 市村	△△町1-2-3	

6 助成金額の計算

① 助成対象経費	1,092,593円	※ 機器本体の税抜き価格を記入
② 国等補助額	364,000円	(値引きがある場合には、値引き後の価格を記入)
③ 都交付申請額 (①×2/3-②)	364,000円	※ 千円未満は切り捨て

国補助金を現在申請中（交付決定待ち）

※ 現在、国補助金を申請中
 ※ 国補助金の交付決定
 国補助金を申請する場合で、東京都への申請時点では、国の交付決定が出ていない場合に、チェックを入れてください。

7 利益排除について（申請者）

申請者と、申請する外部給電器を製造する会社との関係について、以下のいずれかを選択してください。

- 1 申請者は、助成金申請する外部給電器の製造会社ではない。
- 2 申請者は、助成金申請する外部給電器の製造会社である。

⇒2を選択した場合、申請者は、助成金の対象外です。該当する方へチェックを入れてください。

申請時点で、貸与先の区市町村が予定している運用方法について記入してください。

8 災害時における運用方法

本助成金を利用して導入する外部給電器について、災害時の運用方法を簡潔に記入してください。

- ・避難所等へ配置し、住民の携帯電話の充電スポットとして提供する。
- ・扇風機や暖房器具などの家電製品を接続し、避難所の環境向上に活用する。

9 外部給電器の利活用に関する住民への普及啓発活動

本助成金を利用して導入する外部給電器を用いて、住民に対し実施を予定している活動について記入してください。

- ・区民祭りにおいて電気自動車に接続したデモンストレーション及びパネル展示を実施予定
- ・区民参加の防災訓練において、デモンストレーションを実施予定

申請時点で、貸与先の区市町村が予定している普及啓発活動について記入してください。

10 所有又は使用する自動車の情報

メーカー名・車種名	日産・リーフ	代表型式	ZAA-ZE1
使用の本拠の位置	東京都 △△ 区 市村	車体番号	ZE1-000000

※車体番号及び使用の本拠の位置は、車検証に記載されているとおりに記入してください。

外部給電器を接続する予定の電気自動車等の情報を、記入してください。
 (貸与先の区市町村が所有又は使用しているもの)

貸与料金の算定根拠明細書（第15号様式）

第15号様式（第7条関係）

リース契約の場合に使用

作成日 2020年 4月 1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(リース事業者)

住所	東京 (都) 道 県 ○○ (区) 市 町 村 ○○町1-2-3
名称	○○リース株式会社
代表者役職 及び氏名	代表取締役 新宿 一郎

実印

(貸与先区市町村)

住所	東京 (都) 道 県 △△ (区) 市 町 村 △△町1-2-3
区市町村名	△△区
代表者役職 及び氏名	△△区長 大江戸 太郎

区長印

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業 貸与料金の算定根拠明細書

以下の内容のとおりであり、誤りはありません。

1 車両・リース期間・補助金相当額

メーカー名	本田技研工業	型式	EBHJ
		製造番号	未定
リース期間(月数)			60ヶ月
本助成金			364,000円
本助成金以外 補助金相当額			364,000円

交付申請時点では、「未定」で作成してください。
実績報告時には、保証書等に記載の製造番号を記載
してください。

2 リース料金(※)

リース料金総額 (消費税及び地方消費税抜き)	助成金なしの場合	助成金ありの場合	差額
	1,200,000	470,000	730,000

※ 本助成金の他に補助金を受ける場合は、本助成金と他補助金を考慮して記入してください。

差額が、本助成金額相当額+本助成金以外の補助金
相当額以上になるようにしてください。

実績報告書（第8号様式）

（区市町村が申請者の場合の例）

第8号様式（第17条関係）

(実印)

作成日 2020年 8月 1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

申請時と同一の印鑑を押印してください。

(申請者)

〒	123	—	XXXX
住所	東京	都道府県	△△区市村 △△町1-2-3
名称	△△区		
代表者役職 及び氏名	△△区長 大江戸 太郎		

**東京都区市町村における外部給電器導入促進事業
実績報告書**

標記助成金について東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業助成金（東京都環境公社第1645号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出させていただきます。

交付決定通知書に記載されている、番号と日付を記入してください。

交付決定番号	A-ZEVF000
交付決定日	2020年 6月 1日

1 申請担当者の連絡先

〒	—	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同一 ※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住所	都道府県	区市村
名称		

担	所属部署	防災課
当	フリガナ	トウキョウ イチロウ
者	氏名	東京 一郎
	電話番号	03-0000-0000
	E-mail	tokyo-ichiro@xxxx.co.jp

2 手続代行者の連絡先（手続を代行する場合のみ）

※手続代行者を立てた場合でも、額確定通知は申請者担当者へ送付します。

〒	—	
住所	都道府県	区市村
会社名		
担	所属部署	
当	フリガナ	
者	氏名	
	電	保証書等の情報の通りに記入してください。
	E-mail	

3 助成対象機器に関する情報

メーカー名	本田技研工業	型式	EBHJ
納品日	2020年 6月 30日	製造番号	EBHJ-000000
		支払完了日	2020年 7月 30日

保管場所	事業所名	△△区 コミュニティプラザ
	住所	東京都 △△区 〇〇町2-3-4

申請時と変更無 ※申請時から変更がある場合のみ記入してください。

申請時と変更がある場合のみ記入してください。

4 災害時における運用方法

<input type="checkbox"/> 申請時と変更無 ※申請時から変更がある場合のみ記入してください。

5 外部給電器の利活用に関する住民への普及啓発活動

<input type="checkbox"/> 申請時と変更無 ※申請時から変更がある場合のみ記入してください。	申請時と変更がない場合には、チェックを入れてください。

6 所有又は使用する自動車の情報

メーカー名・ 車種名		代表型式	
使用の本拠の位置	東京都	区市町村	
<input type="checkbox"/> 申請時と変更無	※申請時から変更がある場合のみ記入してください。		

※自動車の情報を変更する場合には、新たに車検証の写しを添付してください。

7 助成金額の計算

① 助成対象経費	1,092,593	円	※ 機器本体の税抜き価格を記入
② 国補助額	364,000	円	(値引きがある場合には、値引き後の価格を記入)
都交付申請額 (① × 2/3 - ②)	364,000	円	※ 千円未満は切り捨て

助成金交付請求書（第10号様式）
 （区市町村が申請者の場合の例）

第10号様式（第19条関係）

作成日 **2020**年 **9**月 **30**日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

申請時と同一の印鑑を押印してください。

(申請者)

〒	123	—	XXXX
住所	東京	都府県	△△区市村 △△町1-2-3
名称	△△区		
代表者役職及び氏名	△△区長 大江戸 太郎		

区長印

**東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業
助成金交付請求書**

標記助成金について、東京都区市町村における外部給電器の導入促進（東京都環境公社（東京都環境公社第1645号）第19条第1項の規定に基づき助成金の請求を

交付決定通知書に記載されている、番号と日付を記入してください。

交付決定番号	A-ZEVF000
交付決定日	2020 年 6 月 1 日

請求金額	364,000 円
------	------------------

額確定通知に記載の金額を記入してください。

<振込先口座情報>（ゆうちょ銀行の場合には、振込用の口座情報を記入すること）

金融機関名	みずほ銀行	銀行コード	0001
支店名	本店	支店コード	100
口座名義(カタカナ)	△△△ク		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()		
口座番号	1234560 (右詰めで記入してください)		

振込先の情報について、様式の下に記載の注意事項を読み、正確に記入してください。

※ 記入した口座の通帳の写し（見開き面）を添付すること

■記載方法に関する注意事項

- ・ 口座名義人は、申請者と同一名義であること
- ・ 口座名義は、カタカナで記入
- ・ 濁点、半濁点は一文字分とする
- ・ 口座名義は、前株の場合は、(カ)●●、後株の場合は、●●(カ と記入
- ・ 口座名義が枠内を超える場合は、名義名称の冒頭から枠に納まる文字数までを記入

■振込口座が確認できる資料に関する注意事項

- ・ 銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
- ・ 当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
- ・ ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

活動実施報告書（第11号様式・別紙）

※リースの場合であっても、区市町村が作成してください。

第11号様式（第20条関係）

作成日 2022年 2月 20日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

申請時と同一の印鑑を押印してください。

(区市町村)

〒	123	-	XXXX
住所	東京都	△△	△△町1-2-3
区市町村名	△△区		
代表者役職 及び氏名	△△区長 大江戸 太郎		

区長印

東京都区市町村における外部給電器導入促進事業
活動実施報告書

標記助成金について東京都区市町村における外部給電器の導入促進
日付31都環公地温第1645号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

交付決定通知書に記載されている、番号と日付を
記入してください。

交付決定番号	A-ZEVF000
交付決定日	2020年 6月 1日

1 報告書に関する連絡先

〒	-	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同一	※申請者欄の住所と異なる場合のみ記入してください。
住所	都道府県	区市町村	
名称			

担当者	所属部署	防災課	
	フリガナ	トウキョウ イチロウ	電話番号 03-0000-0000
	氏名	東京 一郎	E-mail tokyo-ichiro@xxxx.co.jp

2 手続代行者の連絡先（手続を代行する場合のみ）

〒	-	※手続代行者を立てた場合でも、交付決定通知は申請者へ送付します。	
住所	都道府県	区市町村	
会社名			
担当者	所属部署		
	フリガナ	電話番号	
	氏名	E-mail	

第11号様式 別紙

3 普及啓発活動の概要

外部給電器を使用して実施した、住民への普及啓発活動ついて、購入日から本報告までの期間に実施したものをすべて報告してください。

1	実施日	2020年	9月	1日			
	実施場所	△△区庁舎前					
	実施概要	<p>防災フェアにおいて、展示パネルとともに外部給電器の展示を行い、災害時の利用方法について周知を行った。 当日は、電気自動車に接続して実際に家電を動かし、災害時における電気自動車等を活用した自律的電源の確保についても周知を図った。</p>					
	添付資料	実施報告書					
	資料番号	1			添付枚数	3枚	

※ 普及啓発活動に関する根拠資料も添付してください。
(例：広報誌、実施報告書、ホームページの写し等)

添付する資料には、この資料番号と同一の番号を記入してください。

2	実施日	2020年	10月	3日			
	実施場所	△△公園					
	実施概要	<p>△△区民祭りにおいて、電気自動車と接続し、扇風機を動かしたり充電器を接続して、参加者の携帯電話を実際に充電してもらうなどして、外部給電器の活用方法について、住民へ周知を図った。</p>					
	添付資料	△△区ホームページ抜粋					
	資料番号	2			添付枚数	1枚	

3	実施日	年	月	日			
	実施場所						
	実施概要						
	添付資料						
	資料番号				添付枚数		

記入欄が不足する場合には、別紙を追加して使用してください。

東京都区市町村における
外部給電器の導入促進事業

助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和2年6月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 10階

TEL：03-5990-5068